

基本計画の進捗状況及び基本構想の検証の調査結果について

1 現行基本計画の進捗状況

(1) 進捗状況の調査単位

現行基本計画の第2章「基本目標別計画」に掲げる全417の施策の取組ごとに、各施策の所管課に対し、進捗状況の調査を行った。

(2) 進捗度の評価指標

これまでの計画期間の中での施策の取組について、次の指標に基づき、各課において進捗度を判断した。

<施策の取組ごとの進捗度の判断基準>

進捗度の指標	説明
完了	目標を概ね達成し、事業として完了したもの。(施設整備、条例制定、組織・仕組みの構築等)
継続	目標を概ね達成したが、今後も施策として継続的な取組が必要なもの。(費用助成、団体支援等)
拡充	当初目標に向かって施策を進めたが、計画期間における社会状況の変化等により、更に拡充した取組が必要なもの。
未達	ある程度の実績はあるが、目標には及ばないもの。
未着手	様々な理由から、事業に着手できていないもの。

(3) 施策の取組ごとの進捗度

全417の施策の取組のうち、進捗度を「継続」とした取組が346と全体の83%を占め、「完了」とした取組(2)と「拡充」とした取組(46)を合わせると94%において、一定の成果が確認できた。

一方で、「未達」とした取組は21で、「未着手」の取組は2となった。

「継続」とした取組以外の取組について、主なものは次のとおり。

ア 完了

- 施策「健康づくり活動への支援」において、目黒健康フェスティバルについては、事業見直しに伴い平成23年度で区の事業としては終了し、他の事業主体による事業へと移行した。
- 施策「河川環境改善の促進」において、船入場橋の整備については、平成29年度に完成した。

イ 拡充

- 近年、特に社会状況の変化が激しい分野である、施策の基本的方向「産業・観光の振興」や「子育て・子育て支援、青少年教育の充実」、「地域

福祉・地域ケアの推進」、「高齢者、障害者などの福祉の充実」について、更なる拡充が必要としている。

ウ 未達

- 施策「男女平等・共同参画の推進」において、政策決定及び意思決定過程への参画推進については、女性管理職割合を20%にすることを目指し、受験勸奨等を実施してきたが、現状は16%となっている。
- 施策「様々な公益活動の促進」において、集会施設の分野別の縦割りの利用方法の見直しについては、区有施設見直し計画の中で、貸室のあり方の検討を行っていくこととした。
- 施策「福祉基盤の整備・充実」において、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備については、補助制度の充実や区有施設の活用による整備を進めてきたが、補助計画に定めた整備数には至っていない。
- 施策「公園等の整備・改良と利用促進」において、公園整備による公園不足地域の解消については、主に南部地区で整備や拡張等を行ってきたが、依然として南部・西部をはじめ公園が不足している地域もある。

エ 未着手

- 施策「公共交通の整備」において、鉄道立体交差化推進の関係機関への要請については、都市計画道路の整備計画との調整や関連自治体との関係から、鉄道立体化の検討が進まなかったため行わなかった。
- 施策「復興計画の整備」において、復興整備条例制定については、状況の変化から今後の検討課題とし、未着手となっている。

(4) 重点プロジェクトの進捗状況

現行基本計画の第3章「重点プロジェクト」については、六つの重点プロジェクトの全42の指標項目ごとに、各施策の所管課に対して数値目標の進捗状況を調査し、その結果を踏まえて、次の基準により判断した。

結果は、Aが14項目、Bが4項目、Cが14項目、判断できないものが10項目となった。

プロジェクトごとに見ると、地域安全プロジェクトや快適住環境プロジェクトでは概ね良好な進捗となっている一方で、子ども応援プロジェクトやふれあい・にぎわいプロジェクトでは更なる事業展開が求められる結果となった。

<判断基準の説明>

判断	説明
A	目標値の8割以上の進捗が見込める。
B	目標値の6割以上8割未満の進捗が見込める。
C	目標値の6割未満の進捗となっている。
判断困難	補助計画等によって新たな達成目標・年次が設定されており、現状値で判断できないもの。

<判断結果一覧>

重点プロジェクト名	判 断				項目数
	A	B	C	判断 困難	
地域安全プロジェクト	5	2	1	0	8
健康長寿プロジェクト	2	1	1	5	9
子ども応援プロジェクト	0	0	3	1	4
快適住環境プロジェクト	4	0	3	1	8
地球温暖化防止プロジェクト	2	0	1	3	6
ふれあい・にぎわいプロジェクト	1	1	5	0	7
合 計	14	4	14	10	42

2 基本計画の総括

上記1の調査結果から、現行基本計画に掲げた施策については、各課のこれまでの取組によって、概ね順調に達成してきている状況が確認できる。また、施策の83%が「継続」とされており、現行基本計画に掲げる施策目標の多くは、今後の各課の施策展開に当たっても事業執行の指針となり得るものであるといえることができる。

しかし、これまでの法制度等の改正や社会状況の変化等に伴って、次のように行政課題にも変化が生じており、今後これらに的確に対応していく必要がある。

<変化する行政課題>

- 性別や障害の有無、国籍で差別を受けることない多様性を尊重し合える社会の実現
- 児童虐待等への対応を一層強化するための、児童相談所設置に向けた取組
- 地域共生社会の実現に向けた福祉の各分野を超えた包括的な相談支援体制の構築

- 東日本大震災や熊本地震などの教訓を生かした地域防災力の向上
- ICTの利活用などによる、区民サービスの質的向上と行政運営の効率化
- 将来の行政需要の変化を見据えた、長期的視点での施設サービスの提供

なお、重点プロジェクトに掲げる数値目標の進捗状況については、Aと判断した14項目のうち、7項目は目標を大きく上回る成果が確認できた。

一方で、補助計画等により数値目標が見直され、現状値で判断できないものが10項目あった点を考慮し、施策の成果を把握するために、より適した指標設定のあり方を検討していく必要がある。

3 基本構想の検証

現行基本構想に定める「基本理念」「基本目標」「基本方針」「施策の基本的方向」「計画の構成及び期間」について、社会状況の変化や今後の区政の方向への適合性等を調査し、担当課を含む59課からの回答があった。

(1) 基本理念

基本理念については、見直す必要はないとの意見が64%、見直す方向の意見が36%であった。

見直す必要がない理由としては、「基本的人権、平和、住民自治は憲法で規定されており、自治体の目標とする理念として適切である」「地方公共団体の行政運営における恒久的かつ普遍的な概念である」などの意見があった。

一方、見直す理由としては、「理念としては良いが、区民が身近に感じることは難しいので、区民を意識した表現にした方が良い」「基本理念・基本目標・基本方針の三つが、それぞれ複数あり、何が目的で何が手段なのか関係がわかりにくいので、一つの大きな理念の下にいくつかの目標を振ら下げる単純な構造にした方がわかりやすい」などの意見があった。

(2) 基本目標

基本目標については、見直す必要はないとの意見が80%、見直す方向の意見が20%であった。

見直す必要がない理由としては、「教育、地域振興、福祉、環境の自治体が担うべき四つの課題を網羅している」「親しみやすく洗練されたフレーズで区民に定着している」などの意見があった。

一方、見直す理由としては、「目標ごとの施策数にかなりの違いがあることから、その点も考慮して見直すかどうかの検討が必要」「目標自体を見直す必要はないが、各目標の説明については文言の修正が必要」などの意見があった。

(3) 基本方針

基本方針については、見直す必要はないとの意見が59%、見直す方向の意見が41%であった。

見直す必要がない理由としては、「あらゆる行政分野に共通する概念であ

り、具体的内容を示しているものではないため」「事業（施策）に取り組む上で必要な方針であり、見直す必要性は考えられない」などの意見があった。

一方、見直す理由としては、「特別区制度改革から時間が経過しており、基礎的自治体という表現は現在にそぐわない」「男女の性別だけでなく、LGBTの観点から誰もが平等に参画する社会とした方が良い」などの意見があった。

（４）施策の基本的方向

施策の基本的方向については、見直す必要はないとの意見が54%、見直す方向の意見が46%であった。

見直す必要がない理由としては、「包括的で普遍的な基本的方向となっている」「今後の施策を進める上での方向性に合致している」などの意見があった。

一方、見直す理由としては、「社会状況の変化や法改正に合わせて、現状に合った内容にすべき」などの意見があった。

（５）長期計画の構成

長期計画の3段階構成については、そのままで良いとの意見が86%、変更すべきとの意見が14%であった。

そのままで良い理由としては、「多くの自治体で採用されている構造であり、定着している」「将来像、10年計画、5年計画と段階的な構造となっており、誰もがわかりやすい」などの意見があった。

一方、変更すべきとした理由としては、「短期間で変化する社会状況に対応するためには、基本構想と基本計画を合体し、内容を簡素化すべき」「実施計画は主にハード面の計画となっているため、行革計画との一体化等も含めてあり方を検討すべき」などの意見があった。

（６）現在の計画期間と改定時期

現在の計画期間と改定時期については、そのままで良いとの意見が86%、変更すべきとの意見が14%であった。

そのままで良い理由としては、「3計画はそれぞれの計画の趣旨で内容がまとめられており、計画期間・改定時期は適切」「実施計画は3年目に改定を行っているため、時代変化に合わせた施策展開が可能であり、3年ごとの改定基準は妥当」などの意見があった。

一方、変更すべきとした理由としては、「基本計画は、計画期間の中間で進捗を把握し、社会状況の変化を踏まえて見直すべき」「改定作業に追われ、計画本来の目的が損なわれかねない状況もあることから、長期化しても良い」などの意見があった。

（７）基本構想と基本計画の体系

基本構想と基本計画の体系については、そのままで良いとの意見が80%、より簡略化・大きくくり化すべきとの意見が20%であった。

そのままで良い理由としては、「基本構想はまちづくりの目標と基本的方向を定め、個別の政策課題等については基本計画や課題別の補助計画に委ね

るべきで、現在の体系を見直す必要はない」などの意見があった。

一方、簡略化・大きくくり化すべきとの理由としては、社会状況の変化に柔軟に対応する視点から、「重点プロジェクトの数値目標は、補助計画で記載すべき」「基本構想の中で施策の基本的方向性まで定めなくてよい」などの意見があった。

(8) 検証の結果

上記の調査結果から、現行基本構想に記載する概ねの考え方は、今後の区政執行においても指針となり得るものと考えられる。また、長期計画全体の構成も、現状で支障はなく、定着しているという理由から見直すべきとする意見は少ない。

しかし、記載する項目ごとに見ると、「時代の変化に対応した見直しが必要」との指摘も見受けられ、また、長期計画全体としても「区民にわかりやすい計画」「時代の変化に対応できる計画」という視点も重要であると考えられるため、これらを踏まえて、今後改定の可否を検討していく必要がある。

以 上